

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第九号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十八項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「特例適用住宅」の下に「と」、「同条第二項第一号」とあるのは「法第七十三条の二十四第二項第一号」を加える。

附則第二十三項第一号イ中「総排気量」の下に「（ロータリーエンジンを搭載するものについては、単室容積にロータリー数を乗じて得た値の一・五倍を総排気量とみなす。以下同じ。）」を加える。

別記様式の注中「・齧」を「・齧」に、「・齧」を「・齧」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の附則第十六項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税の種別割に関する経過措置）

3 改正後の徳島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの自動

車税の種別割については、なお従前の例による。